

○山口県警察における事務の決裁に関する訓令

平成16年12月28日

本部訓令第49号

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 本部における事務の決裁（第11条・第12条）

第3章 警察署における事務の決裁（第13条—第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、山口県警察における事務の決裁について必要な事項を定め、もって責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 権限に属する事務の処理に対する最終的な意思の決定
- (2) 専決 あらかじめ指定された一定の事務に対して、決裁の権限を有する者に代わって常時行われる決裁
- (3) 決裁権者 決裁の権限を有する者又は専決の権限を有する者
- (4) 代決 決裁権者が不在の場合において、当該決裁権者に代わって行われる決裁
- (5) 不在 決裁権者が出張、病気その他の理由により決裁することができない状態
- (6) 部長等 警察本部（以下「本部」という。）の部長及び首席監察官
- (7) 課長等 本部の課長、室長、所長、隊長、学校長、参事官及び参事
- (8) 次長等 本部の次長、副隊長及び副校長
- (9) 副署長等 警察署の副署長及び次長
- (10) 地域官等 警察署に配置されている地域官、刑事官、交通官及び警備官

（決裁の原則）

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）の権限に属する事務は、本部長の決裁を経て処理されなければならない。

2 警察署長（以下「署長」という。）の権限に属する事務は、署長の決裁を経て処理されなければならない。

3 本部長及び署長は、前2項の規定にかかわらず、この訓令に規定するところにより、その権限に属する事務について専決又は代決させることができる。

（決裁の手続）

第4条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。

(専決の制限)

第5条 決裁権者は、専決することができる事務であっても、当該事務が次の各号のいずれかに該当するときは、本部長若しくは署長又は上司（以下「本部長等」という。）の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 事務の内容が重要、異例又は疑義があるものと認められるとき。
- (2) 事務の処理について、特に本部長等の指示があったとき。

(専決した事務に関する報告)

第6条 決裁権者は、専決した事務の内容について本部長等において了知しておく必要があると認めるときは、当該専決した事務の内容について本部長等に報告しなければならない。

(類推による専決)

第7条 この訓令において、決裁権者が定められていない事務であっても、その内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この訓令に準じて専決することができる。

- 2 前項の規定により専決した事務のうち、この訓令において決裁権者を定めておくことが必要であると認められるものは、速やかに、この訓令に定めるものとする。

(代決者)

第8条 本部長及び署長が代決させることができる者（以下「代決者」という。）は、この訓令に定めるところによる。

(代決の制限)

第9条 代決者は、代決することができる事務であっても、当該事務が第5条各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は代決の禁止についてあらかじめ決裁権者から指示を受けているときは、代決することができない。

(代決した事務に関する報告等)

第10条 代決者は、代決した事務の内容について決裁権者において了知しておく必要があると認めるとき、又は当該代決した事務についてあらかじめ決裁権者から指示を受けているときは、当該代決した事務の内容について決裁権者に報告し、又は決裁権者の後閲を受けなければならない。

第2章 本部における事務の決裁

(部長等及び課長等の専決)

第11条 各部において共通に所掌される本部長の権限に属する事務の決裁権者は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、各部において個別に所掌される本部長の権限に属する事務の決裁権者は、別表第2に定めるとおりとする。

(本部における代決)

第12条 本部長が不在のときは、部長等が代決するものとする。

- 2 部長等が不在のときは、課長等が代決するものとする。
- 3 課長等が不在のときは、次長等が代決するものとする。

### 第3章 警察署における事務の決裁

#### (副署長等及び課長の専決)

第13条 署長は、その権限に属する事務のうち、定例的なもの又は軽易なものについて、副署長等又は課長に専決させることができる。ただし、地域官等が配置されている場合は、地域官等に専決させるものとする。

#### (警察署における代決)

第14条 署長が不在のときは、副署長等が代決するものとする。

2 署長及び副署長等がともに不在のときは、あらかじめ署長から指定を受けた者が代決するものとする。

#### (警察署における専決)

第15条 警察署における専決の事務は、署長がこの訓令に準じて別に定める。